

土地等売買等届出書記載要領

（e-G o v 電子申請用）

内閣府政策統括官（重要土地担当）

項番	届出事項	記載内容
	【留意事項】	※ 以下の場合にはオンラインにより届出をすることができないため、郵送（書面）により届出書を提出すること。 ○ 売主と買主が連名で届出を行う場合 ○ 売主又は買主が複数の場合 ○ 届出の対象となる契約の当事者以外の者が届出を行う場合
1	届出年月日	○ 届出年月日（オンラインで届出情報を送信する日）を西暦で入力すること。
2	住所（都道府県）	○ 届出者又は当事者の住所がある都道府県をプルダウンから選択すること。 ○ 届出者又は当事者の住所が外国の場合には、プルダウンから「国外」を選択すること。
	住所（市区町村郡以下）	○ 丁目・番地・号まで入力すること。 ○ 法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地を入力すること。 ○ 届出者又は当事者の住所が外国の場合は、当該欄に国名から入力すること。 ○ 外国の住所表記については、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより入力すること。
3	氏名・名称	○ 法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を入力すること。 ○ 外国人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより入力すること。また、通称名の入力も可とする。 ○ 外国法人にあっては、カタカナ、漢字又はアルファベットのいずれかにより入力すること。 【留意事項】 ○ 土地又は建物が共有である場合で、共有者の一部の者がその者の有する持分のみを移転する契約を締結する場合（以下、「共有持分の移転」という。）、当該契約の当事者についてのみ入力すること（持分を移転しない他の共有者については入力不要。）。
4	譲受予定者等国籍等 ※様式 5、8 のみ	○ 国名（国に該当しない場合は地域名）を入力すること。なお、日本国籍を有する者にあつては、「日本」と入力すること。 ○ 法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を入力すること。
5	（法人の場合）府令第 5 条第 1 項第 2 号 該当性	○ 譲受け予定者等が法人であつて、 ・ 次のアからウまでに掲げる者がその代表者であるもの ・ 次のアからウまでに掲げる者がその役員の過半数を占めるも

	※様式 5、8 のみ	の 次のアからウまでに掲げる者がその議決権の過半数を占めるもの のいずれかに該当する場合は、「該当」を、該当しない場合は、「非該当」をそれぞれプルダウンから選択すること。 ア 日本の国籍を有しない人 イ 外国政府、外国の公共団体、外国の公共団体に準ずるもの、外国政府の代表者、外国の公共団体の代表者、外国の公共団体に準ずるものの代表者 ウ 外国の法令に基づいて設立された法人
6	連絡先（メールアドレス及び電話番号）	○ 連絡先は、届出者と確実に連絡を取ることができる電話番号及びメールアドレスを入力すること。 ○ 法人にあっては、担当者の電話番号及びメールアドレスを入力すること。 【留意事項】 ○ 届出の対象となる契約の当事者以外の者が届出を行う場合には、オンラインにより提出することができないため、郵送（書面）により提出すること。
	連絡先（担当者氏名）	○ 法人にあっては、担当者の氏名を入力すること。
7	土地・建物の別	○ 土地・建物の別をプルダウンから選択すること。
	物件の所在（都道府県）	○ 土地等売買等契約の対象となる土地等が所在する都道府県名をプルダウンから選択すること。
	物件の所在（市区町村郡以下）	○ 登記事項証明書（登記簿謄本）等を参照し、所在（市区町村郡以下）及び地番を入力すること。家屋番号がある建物の場合は、「物件の家屋番号（建物の場合）」欄に当該家屋番号を入力すること。 【留意事項】 ○ 住居表示実施地区にあっても、地番を入力すること。
8	物件の面積（平方メートル）	○ 土地にあっては登記事項証明書等に記録された地積を入力すること。 ○ 建物にあっては登記事項証明書等に記録された床面積を入力し、建物が複数の階層を有する場合にあっては登記事項証明書等に記録された各階の床面積の合計を入力すること。 また、附属建物がある場合にあっては登記事項証明書等に記録された主である建物の床面積と附属建物の床面積の合計を入力すること。 ○ 届出する時点で、土地又は建物に係る最新の実測面積を把握し

		ており、登記事項証明書等に記録された面積と当該実測面積が異なる場合には、当該実測面積を入力すること。 ○ 一筆の土地の一部を取引する場合には、当該一部に係る地積を入力すること。 ○ 共有持分の移転の場合には、その土地又は建物の全体の面積に当該共有持分の割合を乗じて得た面積を入力すること。 ○ 区分所有建物（マンション等）については、専有部分の床面積を入力すること（共用部分の床面積は合算しない）。この場合の土地の地積については、区分所有建物（マンション等）が建っている土地（敷地）全体の地積に、専有部分に係る敷地権の割合を乗じて得た地積が 200 平方メートル以上の場合に、その地積を入力すること。
9	物件の利用の現況	○ 土地にあつては登記事項証明書等に記録された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあつては登記事項証明書等に記録された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を基に、土地又は建物の利用の現況を端的に入力すること。 ○ 土地又は建物の利用の現況が、登記事項証明書等に記録された地目又は種類と異なる場合には、利用の実態に即して、利用の現況を端的に入力すること。
	【届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合】	○ 20 物件まで入力することが可能であるため、届出の対象となる土地又は建物が複数ある場合は、「申請書入力」画面上の「複数の土地等について届出手続を行う場合はここをクリックし、「土地等 02」以降の各項目を入力してください。」をクリックのうえ、上記 7～9 を参照し、入力すること。
10	所有権等の種別	○ 届出の対象となる権利が所有権である場合には、「所有権の移転」をプルダウンから選択すること。 ○ 届出の対象となる権利が所有権の取得を目的とする買戻権又は予約完結権である場合には、「その他」をプルダウンから選択した上で、「その他__権利の種別」欄に入力すること。
11	所有権等の内容	○ 共有持分の移転の場合には、「所有権等の種別」欄の「所有権の移転」をプルダウンから選択した上、「所有権等の内容」欄に持分割合を「○分の○」のように入力すること。 ○ 買戻権について、買戻し期間の定めがあるときは、「所有権の種別」欄の「その他」をプルダウンから選択し、「その他__権利の種別」欄に「買戻権の設定」と入力した上、当該期間を「所有権等の内容」欄に「令和○年○月から○年間」のように入力すること。

		○ 予約完結権について、売買の予定時期、期限又は条件があるときは、「所有権の種別」欄の「その他」をプルダウンから選択し、「その他__権利の種別」欄に「予約完結権の設定」と入力した上、「予定時期：令和○年○月、条件：○○○○」のように入力すること。
12	利用目的 ※様式 5, 8 のみ	○ 権利の移転又は設定後における土地又は建物の利用目的については、次の例を参考として、その土地又は建物の利用目的に即して端的に入力すること。 (例) ・ 土地：宅地、商業施設用地（会社事務所、店舗等の敷地）、生産施設用地（工場、資材置場、倉庫等の敷地）、田・畑、山林、原野又は雑種地等 ・ 建物：居宅、商業施設（事務所、店舗等）、生産施設（工場、資材置場、倉庫等）、別荘、林業用施設、農業用施設、畜産業用施設、水産業用施設、駐車場等 ○ 具体的な利用目的（計画）がない場合でも空欄とはせず、「現況保有」と入力すること。
13	契約予定日	○ 土地等売買等契約を締結する予定の年月日を入力すること。 ○ 様式 7 又は 8 の場合は、調停等が成立した年月日等を入力の上、該当事由を「事後届出事由」のプルダウンから選択し、入力すること。

※いずれの入力事項についても、その記載事項を疎明するための資料の添付は必要ありません。